（権利の譲渡の承認の申請手続）

第二十九条　（略）

2　前項の譲渡承認申請書には、次に掲げる書類（使用権者が国又は地方公共団体である場合にあっては第九号ニに掲げるものを除き、譲受人が国又は地方公共団体である場合にあっては第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

一　使用権者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

二　譲受人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

三～九　（略）

（裁定申請書の添付書類）

第三十九条　法第二十七条第三項第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　起業者（土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。第四十五条において同じ。）が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

二～十一　（略）

2・3　（略）

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十五条　（略）

2　前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類（請求者が国の行政機関の長等である場合にあっては、第三号、第四号及び第六号に掲げるものを除く。）又は次条第一項に規定する書面を添付しなければならない。

一　請求者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

二～六　（略）

（権利の譲渡の承認の申請手続）

第二十九条　（略）

2　前項の譲渡承認申請書には、次に掲げる書類（使用権者が国又は地方公共団体である場合にあっては第一号及び第九号ニに掲げるものを除き、譲受人が国又は地方公共団体である場合にあっては第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

一　使用権者の住民票の写し又はこれに代わる書類（使用権者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

二　譲受人の住民票の写し又はこれに代わる書類（譲受人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

三～九　（略）

（裁定申請書の添付書類）

第三十九条　法第二十七条第三項第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（起業者（土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。第一号及び第四十五条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号に掲げるものを除く。）とする。

一　起業者の住民票の写し又はこれに代わる書類（起業者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

二～十一　（略）

2・3　（略）

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十五条　（略）

2　前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類（請求者が国の行政機関の長等である場合にあっては、第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げるものを除く。）又は次条第一項に規定する書面を添付しなければならない。

一　請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類（請求者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

二～六　（略）

（土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付）

第五十六条　（略）

2　（略）

3　（略）

一　請求者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

二～六　（略）

（土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付）

第五十六条　（略）

2　（略）

3　（略）

一　請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類（請求者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

二～六　（略）

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。